

訪問看護サービス利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、青梅複合型ケアサービスセンター訪問看護ステーション友田（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約します。

第1条（訪問看護サービスの目的）

当事業者は、介護保険法令及びこの契約に従い、利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービスを提供します。

第2条（利用者の要介護状態区分等）

- 1 利用者の契約日時点における要介護状態区分は_____です。
- 2 その要介護認定の有効期間は令和__年__月__日から令和__年__月__日までです。
- 3 利用者は、訪問看護サービスを受ける際、事業者に被保険証を提示し事業は、当該被保険者証により、利用者の被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を確認します。
- 4 利用者と事業所とは、この契約が更新される毎に更新時点での利用者の要介護状態区分、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を確認します。

第3条（指定を受けているサービス及び事業所）

- 1 当事業所は、別紙「訪問看護重要事項説明書」に記載した居宅サービスについて、東京都知事から介護保険法令に基づく居宅サービス事業者として指定を受けています。
- 2 利用者は、別紙「訪問看護重要事項説明書」に記載された事業所から、居宅サービスの提供を受けます。
- 3 当ステーションの概要及び職員体制については、別紙「訪問看護重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条（契約期間）

- 1 この契約期間は
令和__年__月__日～令和__年__月__日とします。
但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 上記契約期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。
但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介

介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第5条（訪問看護サービスの基本内容）

- 1 事業者は訪問看護サービスとして、訪問看護師・理学療法士等が利用者の居宅を訪問してサービス等を行います。
- 2 事業者が提供する訪問看護サービスの具体的内容は別紙「訪問看護重要事項説明書」のとおりです。
- 3 利用者以外のサービスを提供する場合には、この契約とは別に契約する必要があります。
- 4 訪問看護師は、サービスの提供の際、利用者または利用者の家族の同意を得て、サービス提供に必要な範囲で消耗品や、器具、材料を使用します。

第6条（訪問看護計画作成・変更）

- 1 事業者のサービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、訪問看護計画書を作成します。
- 2 訪問看護計画書には、訪問看護サービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 訪問看護計画は、居宅サービス（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容によって作成します。
- 4 事業者のサービス提供責任者は、訪問看護計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し利用者の希望にも配慮し、必要に応じて当該訪問看護計画の変更を行います。又、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更に伴い訪問看護計画の変更も必要となる場合には、速やかに当該訪問看護計画を変更します。
- 5 利用者は事業所に対し、いつでも訪問看護計画書を変更するよう申し出ることが出来ます。
事業所は利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うように計画を変更します。
- 6 事業者のサービス提供責任者は、訪問看護計画書を作成し又は変更した際には、利用者及び利用者の家族に対し、その内容を説明します。
提供する訪問看護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

第7条（居宅サービス計画変更の援助）

- 1 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 2 事業者は、訪問看護計画の変更に際して居宅サービス計画（ケアプラン）の変更が必要となる場合は、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

第8条（利用等のお支払い）

- 1 事業者が提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用は、別紙訪問看護重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 事業所から提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は事業所に対し、原則として利用料の1割から3割を支払います。
但し、介護保険法令に基づいて利用者が保険給付を償還払い（一旦利用者が事業所に対し全額を支払い、その後利用者は市町村から9割分の払い戻しを受ける支払方法）の方法で受ける場合には、事業所に対し利用料の全額を支払います。
- 3 事業所から提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けていない場合、利用者は事業所に対し、全額を支払います。
- 4 事業者は利用者に対し当月の利用料を翌月15日頃までに、当月のサービスの提供日、サービスの内容、利用料等の内訳を記載した請求書を渡します。
請求書には利用者が利用した訪問看護サービスにつき、種類ごとに利用回数、利用単位の内訳、訪問看護サービス提供1回あたりの金額を明示します。
- 5 利用者は事業者に対し、当月の利用料を毎月翌々月の引き落とし日までに支払います。（支払方法は口座自動引き落としの利用をお願いしています）
- 6 事業者は利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第9条（利用料の滞納）

- 1 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を3ヶ月以上滞納した場合において事業者が利用者に対して10日以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者に対する訪問看護サービスの全部又は一部の提供を一時停止する事ができます。
- 2 利用者が事業者に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、2週間経過しても全額の支払いがないとき、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することが出来ます。

第10条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 1 利用者の要介護状態区分が自立と認定されたとき
- 2 利用者が介護保健施設等へ入所した場合
- 3 利用者が医療施設に入院した場合（3ヶ月以上継続）
- 4 3ヶ月以上継続して利用がない場合
- 5 第12条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされたとき
- 6 第11条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 7 利用者が死亡したとき

第11条（利用者の解約権）

利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日には契約は解除されます。

第12条（事業者の解約権）

事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、第1条に定めるこの訪問看護サービス利用契約の目的を達することが不可能となった時、文書で通告することにより、即座にこの契約を解除することができます。

第13条（損害賠償）

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

第14条（緊急時の対応）

事業者は訪問看護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙「訪問看護重要事項説明書」記載の主治医と連絡を取る等必要な措置を講じます。

第15条（身分証携行義務）

事業者の訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条（訪問看護師の配置について）

訪問する看護職員の配置は、多面的な視点で関わることを目的にローテーション制を採用しています。

第17条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。（退職後も同様とする）
- 2 事業者は、この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、又利用者の家族の情報をを用いる場合は当該利用者の家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。

- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第18条（苦情処理）

- 1 利用者又は利用者の家族は、提供された訪問看護サービスに苦情がある場合は、いつでも別紙「訪問看護重要事項説明書」記載のご利用者相談室に苦情を申し立てる事ができます。
- 2 事業者は、利用者から提供した訪問看護サービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。

第19条（訪問看護サービスの提供記録）

- 1 事業者は、利用者に対して訪問看護サービスを提供した日時、及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、居宅介護支援事業所に書面にて提供します。
- 2 事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業所に対しいつでも1項に規定する書面その他事業所に対する訪問看護サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。
但し、謄写に際して、事業者は利用者に対して実費相当額を請求することができます。
- 4 事業者は提供した訪問看護サービスの内容を確認するために、毎月報告書を作成します。

第20条（合意管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第21条（協議事項）

本契約に定めない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、双方の協議により定めるものとします。

